

最低賃金額の改定に伴う
官公需契約の金額見直しに関する
フォローアップ調査の結果について
【国等、都道府県統合版】

令和 4 年 3 月

経済産業省
中小企業庁

1. フォローアップ調査の概略

令和3年度において既に「国等(各府省庁＋独法等機関)」や「都道府県」が締結した官公需契約であって、最低賃金の改定の影響を受ける可能性がある契約について、各府省庁や各都道府県からの契約変更の必要性の確認の有無や変更に至ったものの有無等について、受注者に対してアンケート調査を実施

調査方法

○調査対象

最低賃金の改定の影響を受ける可能性があるものとして、以下の要件を満たす中小企業との官公需契約を対象としてリストアップ。

【国等】 契約履行期日が10/1を跨いだ契約

【都道府県】 契約履行期日が各都道府県における最低賃金改定日を跨いだ契約

○調査対象の選定方法(国等、都道府県共通)

各機関からの提供を受けた契約リストの中から、府省庁別、都道府県別に無作為抽出（契約数100件未満の場合は全数、100件以上の場合は件数に応じて按分）

○調査対象社数 【国等】 15,000社 【都道府県】 5,000社

○調査期間 【国等】 令和3年10月15日～11月5日
 【都道府県】 令和3年11月19日～12月10日

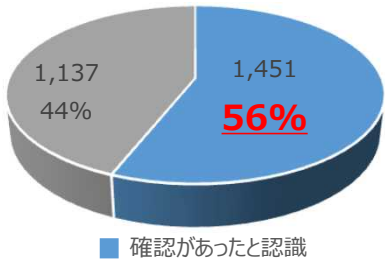
○有効回答数 【国等】 8,175件 【都道府県】 2,596件

○回収率 【国等】 54.5% 【都道府県】 51.9%

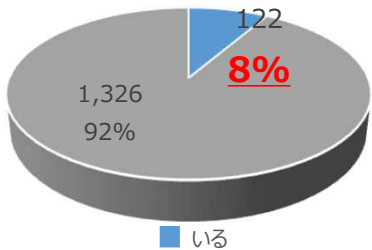
2. フォローアップ調査の結果①

【都道府県】

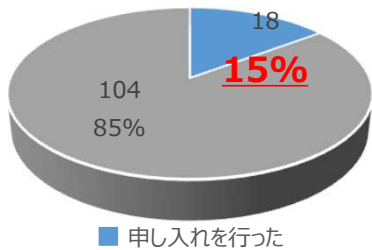
国等から契約金額の見直しが必要かの確認
あったと回答担当者が認識している件数の割合



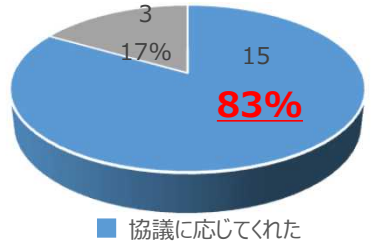
最低賃金付近で雇用している件数の割合



契約金額の見直しを申し入れた件数の割合

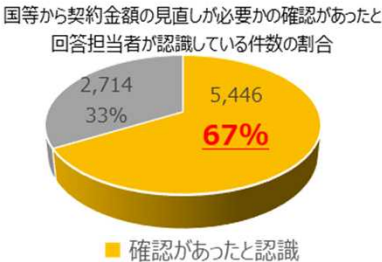


契約見直し協議に応じてもらった件数の割合



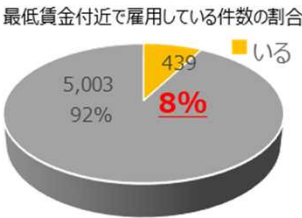
【国等(各府省庁 + 独法等機関)】

(1) 国等から基本的に全ての中小企業者に契約金額見直しの必要性について確認をしたものの、本アンケートの設計上(※)、各社の回答担当者において「確認があった」と認識していたのは67%。



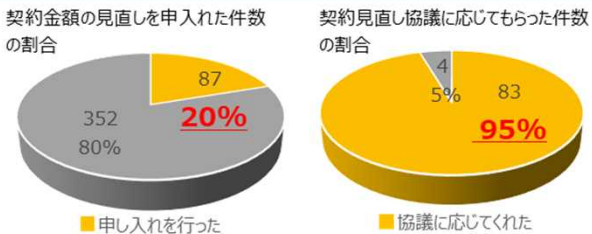
- ◆ ※各社の回答担当者が国等からの確認を認識していなかった約 3 分の 1 については、以下の理由などが考えられる。
 - ①各社において、国等から連絡を受けた担当者とアンケートの回答担当者が異なっていた。
 - ②アンケートの回答期間が国等の確認期間と一部重なり合っていたため、アンケート回答時にまだ国等からの確認が来ていなかった。

(2) 確認があったと認識していた67%のうち、最賃近傍の従業員がいると回答があったのは約 8 %。



- ◆ 最低賃金や最低賃金に近い金額で雇用している従業員がいるとの回答があった業種毎の割合では、各種サービス業の割合が高く、清掃、警備、クリーニング、建物管理といった特定の役務契約にその傾向がみられた。

(3) 最賃近傍の従業員がいると回答したものうち、受注者側が発注者側(国等)に契約金額見直しの協議を申し入れたのは約2割 (→(5)) で、そのほとんどが金額変更の協議に応じてもらったと回答。



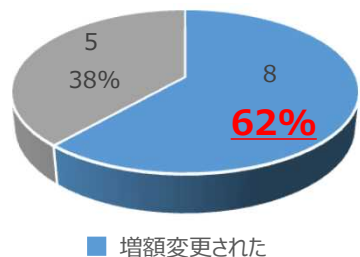
- ◆ 契約変更の協議に応じてもらえなかった約 5 %については、発注者側から協議に応じられない具体的な理由(※)が示され、変更協議に至らなかったことが要因と考えられる。

(※) 当初契約の人員費単価が最低賃金を上回っている 等

2. フォローアップ調査の結果②

【都道府県】

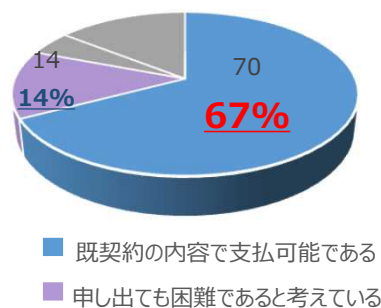
協議の結果、増額変更された件数の割合



増額変更されなかった理由の説明があった件数の割合



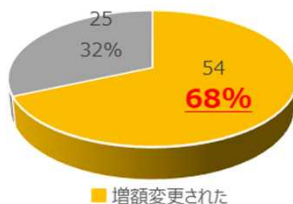
契約金額の変更の協議を申し出なかった理由



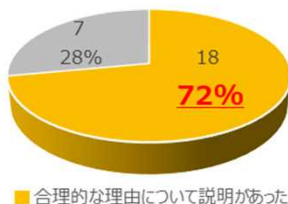
【国等(各府省庁＋独法等機関)】

(4) 協議の結果は、約7割（54件）が増額変更されたと回答しており、各府省等が柔軟に対応したことを確認。また、変更に至らなかったものについても「変更できない合理的な理由の説明があった」又は「協議中」と回答。

協議の結果、増額変更された件数の割合



増額変更されなかった理由の説明があった件数の割合

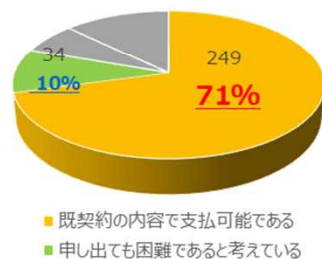


◆「合理的な理由の説明は無かった」との回答（7件）の大部分は、「変更を申し出て、発注者である国等からの返答待ち(※)」との理由によるもの。国等が何ら説明もせずに一方的に拒否しているものはなかった。

(※) 匿名で調査を行っているため、該当企業に対するその後の対応を各府省等に追跡することは困難。

(5) 契約金額見直しの協議を申し出なかった約8割について、申し出なかった理由を自由記載で回答してもらったところ、約7割が「既契約の内容で支払可能」、約1割が「申し出ても困難」と回答。

契約金額の変更の協議を申し出なかった理由



◆「既契約の内容で支払可能」という回答については、当初から最低賃金の引上げを見込んで契約している(特に工事関係)ことが要因と考えられる。また、「申し出ても困難」との回答については、入札制度が前提の官公需では、期中における価格変更の慣行が殆どないことが要因と考えられる。

◆その他にも「本契約以外の全体で賃上げ分を吸収できる」、「契約金額の差額よりも協議に要する費用の方が明らかに大きい」といった回答もあった。